

指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方

平成17年10月24日	制 定
平成20年11月 4日	一部改正
平成22年 4月 1日	一部改正
平成26年 4月 1日	一部改正
平成28年 4月 1日	一部改正
平成29年 4月 1日	一部改正
平成30年 4月 1日	一部改正
平成31年 4月 1日	一部改正
令和 2年 4月 1日	一部改正
令和 3年 4月 1日	一部改正
令和 4年 4月 1日	一部改正
令和 5年 4月 1日	一部改正
令和 6年 4月 1日	一部改正

1 はじめに

公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法改正により、従来、公共的団体等に限定していた管理委託制度に代わって、民間事業者等を含む幅広い団体を指定する指定管理者制度が創設された。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間事業者等が有する能力を活用しながら、住民サービスの向上に努めるとともに、経費の節減を図ることを目的としている。

また、本市では、平成15年3月に策定した大船渡市行政改革大綱において、民間事業者等に委託可能な業務については、積極的に委託を推進するとしている。

これらを踏まえ、今後、本市が設置する公の施設については、積極的に指定管理者制度を活用することとし、この制度の全庁的な取組みと円滑な導入を図るため、基本的な考え方を示すものである。

2 指定管理者制度の導入

(1) 指定管理者制度導入の目的

① 住民の利便性

民間事業者等の能力、ノウハウを最大限に活用することで、開館日や開館時間の延長など、住民ニーズに合致したサービスの充実、向上を図るものとする。

② 経費の節減

民間事業者等の手法を活用することで、管理に要する経費を節減し、もって施

設利用料の低料金化、市からの支出金の縮減を図るものとする。

③ 行政事務の効率化

施設設備の維持管理に必要な各種業務等を一括して委託することにより、行政事務の効率化を図るものとする。

(2) 指定管理者が行う管理の基準

- ① 各施設の設置管理条例等、関係法令を遵守すること。
- ② 各施設の設置目的に沿った管理を行うこと。
- ③ 取得した個人情報을適正に管理すること。

(3) 対象施設

- ① 平成18年4月1日から、指定管理者制度を導入するものとする。

なお、市が直接管理する施設及び今後新規に設置される施設についても、法の趣旨を踏まえ、住民サービスの向上、経費の節減、行政事務の効率化等の観点から、積極的に指定管理者制度の導入を検討するものとする。

- ② 指定管理者制度を導入する施設及び市が直接管理する施設（一部業務委託を含む。）は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

3 指定管理者候補者の募集

(1) 候補者の募集

- ① 候補者の募集は、原則として公募とする。ただし、施設の性格や設置目的、また、これまで管理委託を行ってきた団体の活動実績等を考慮した場合、特定の団体に管理運営を行わせるほうが、より効果的、効率的に管理運営が達成できると判断できる施設については、公募をせず、特定の団体を指定管理者候補者に選定できるものとする。
- ② 施設の管理と併せて、その施設を活用した事業の実施を代行させることが望ましい施設については、事業実施に関する条件を付して募集できるものとする。
- ③ 公募による場合、原則として応募団体の所在地に制約を設けないものとする。ただし、施設の設置目的から判断して地域に密着した運営が最優先される施設については、大船渡市内に事務所を置く団体に限定することができるものとする。

(2) 指定期間

指定期間は、原則として、新たに指定管理者制度を導入する施設にあつては3年、既に導入している施設にあつては5年とする。ただし、施設の性格や設置目的等から考慮し、適当と判断できる場合は、各施設に適切な期間を設定するものとする。

(3) 募集方法

- ① 候補者の募集は、原則として各施設に行く。ただし、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性等の観点から、複数の施設を同一の指定管理者に行わせることが適当と判断できる場合は、施設を一括して募集することができるものとする。
- ② 募集を行う場合は、市の広報、ホームページ等により周知する。また、特に必要と認められる場合は、応募予定者を対象として説明会を開催するものとする。
- ③ 募集に当たっては、応募要項、仕様書等、関係資料を提示するものとする。
- ④ 募集に係る庶務は、施設を所管する部署において処理する。

(4) 応募資格(例)

- ① 市及び他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4に規定する市の一般競争入札の参加資格の制限に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が代表者等でないこと及びその事業活動を支配していないこと。
- ⑥ 当該施設の管理運営を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

4 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

- ① 指定管理者候補者を選定するため、大船渡市指定管理者候補者選定委員会を設置するものとする。
- ② 選定委員会は、選定基準に照らして最も適切に管理することができる団体を総合的に判断し、候補者として選定するものとする。
- ③ 公募によらないで候補者を決定する場合であっても、当該団体から企画提案書等所要の資料の提出を求め、選定委員会において指定管理者としての適否を審査するものとする。
- ④ 選定委員会に係る庶務は、総務部総務課及び施設を所管する部署において処理する。

(2) 選定基準

- ① 施設の設置目的を達成できること。
- ② 利用者の平等利用が確保できること。
- ③ 施設の効用を最大限に発揮するとともに、経費の節減を図ることができること。
- ④ 事業計画に沿った管理を安定して確実にを行う物的能力及び人的能力を有していること。

(3) 指定管理者の決定

候補者として選定された団体は、議会の議決により指定管理者となり、協定を締結するものとする。

5 指定管理者に対する監督

- ① 市は、公の施設の適正な管理を期するため、指定管理者に対して次のとおり監督する。
- ② 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する施設の業務に関し事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。
- ③ 市は指定管理者に対し、業務の内容又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- ④ 市は、指定管理者が指示に従わないとき、又は管理を継続することが適当ではないと判断するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- ⑤ 市又は監査委員が必要と判断するときは、指定管理者が行う出納関連事務について監査を行うことができる。

【別紙1】

指定管理者制度導入施設

施設数	箇所数	施設名	所属課
1	大船渡市防災集団移転住宅団地内集会所		
	1	永浜地域集会所	住宅管理課
	2	森っこ・洞川原地域集会所	住宅管理課
2	3	大船渡市防災観光交流センター	土地利用課
3	大船渡市防災コミュニティセンター		
	4	田浜地域防災コミュニティセンター	防災管理室
	5	甫嶺地域防災コミュニティセンター	防災管理室
	6	清水地域防災コミュニティセンター	防災管理室
4	大船渡市火葬場		
	8	おおふなと斎苑	市民環境課
5	大船渡市墓園		
	9	丸森墓園	市民環境課
	10	長谷堂墓地	市民環境課
6	11	大船渡市Y・Sセンター	地域福祉課
7	12	大船渡市デイサービスセンター	長寿社会課
8	13	シーパル大船渡	商工課
9	14	大船渡市働く婦人の家	商工課
10	15	大船渡職業訓練センター	商工課
11	16	甫嶺復興交流推進センター	産業政策室
12	17	大洞ふれあい交流館	企業立地港湾課
13	18	大船渡市総合交流ターミナル施設	農林課
14	むらづくり研修施設		
	19	立根生活改善センター	農林課
	20	担い手センター	農林課
	21	鷹生川流域生活改善センター	農林課
	22	ふるさとセンター	農林課
	23	坂本沢林構改善センター	農林課
	24	平山ふれあいセンター	農林課
	25	板用多目的集会センター	農林課
	26	平田地域多目的集会センター	農林課
	27	鷹生地域多目的集会センター	農林課
	28	石橋鎧剣舞伝承館	農林課
	29	しんしん館	農林課
	30	砂子浜生活改善センター	農林課
	31	上甫嶺研修集会施設	農林課
	32	宮野地区多目的集会施設	農林課
	33	宮野地区活動センター	農林課
	34	碁石地区コミュニティセンター	農林課
	35	小通活性化施設	農林課
36	漁村センター	農林課	

	37	野々前しおさい会館	水産課
	38	扇洞会館	水産課
	39	野形郷土文化保存伝習施設	水産課
	40	蛸ノ浦漁村厚生施設	水産課
15	41	大船渡市森林総合利用施設	農林課
16	大船渡市鹿の森公園		
	42	森林総合利用施設	農林課
	43	ふるさとふれあい公園	農林課
	44	森林体験交流センター	農林課
17	45	地方卸売市場大船渡市魚市場	水産課
18	46	大船渡市製氷施設	水産課
19	大船渡市海の恵み体験施設		
	47	三陸ふるさと物産センター	水産課
	48	三陸蓄養センター	水産課
20	大船渡市緑地広場		
	49	大船渡市根白地区緑地広場	水産課
	50	大船渡市小石浜地区緑地広場	水産課
	51	大船渡市砂子浜地区緑地広場	水産課
	52	大船渡市千歳地区緑地広場	水産課
	53	大船渡市清水地区緑地広場	水産課
	54	大船渡市永浜地区緑地広場	水産課
	55	大船渡市浦浜地区緑地広場	土地利用課
	56	大船渡市細浦地区緑地広場	土地利用課
	57	大船渡市綾里地区緑地広場	土地利用課
21	大船渡市営住宅		
	58	盛中央団地	住宅管理課
	59	宇津野沢アパート	住宅管理課
	60	下館下アパート	住宅管理課
	61	地ノ森団地	住宅管理課
	62	赤沢アパート	住宅管理課
	63	上山東アパート	住宅管理課
	64	田中団地	住宅管理課
	65	田中南アパート	住宅管理課
	66	田中東団地	住宅管理課
	67	川原アパート	住宅管理課
	68	野々田アパート	住宅管理課
	69	平団地	住宅管理課
	70	平南アパート	住宅管理課
	71	泊里団地	住宅管理課
	72	中井団地	住宅管理課
	73	沢田団地	住宅管理課
	74	沢田南アパート	住宅管理課
	75	佐野団地	住宅管理課
	76	後ノ入東団地	住宅管理課
	77	後ノ入南団地	住宅管理課

	78	大洞団地	住宅管理課
	79	山口西アパート	住宅管理課
	80	蛸ノ浦アパート	住宅管理課
	81	長谷堂東団地	住宅管理課
	82	堀之内団地	住宅管理課
	83	菅生団地	住宅管理課
	84	下欠東アパート	住宅管理課
	85	桑原団地	住宅管理課
	86	関谷団地	住宅管理課
	87	長安寺団地	住宅管理課
	88	所通団地	住宅管理課
	89	所通東アパート	住宅管理課
	90	杉下団地	住宅管理課
	91	崎浜団地	住宅管理課
	92	横石団地	住宅管理課
	93	野形団地	住宅管理課
	94	清水アパート	住宅管理課
22	大船渡市有住宅		
	95	盛中央団地	住宅管理課
23	大船渡市特定公共賃貸住宅		
	96	横石団地	住宅管理課
	97	野形団地	住宅管理課
24	98	大船渡市立図書館	図書館
25	99	大船渡市民交流館・カメラホール	生涯学習課
26	100	大船渡市立三陸公民館	生涯学習課
27	101	大船渡市民文化会館	生涯学習課
28	大船渡市スポーツ施設		
	102	大船渡市体育センター	生涯学習課
	103	大船渡市民体育館	生涯学習課
	104	大船渡市営球場	生涯学習課
	115	大船渡市民テニスコート	生涯学習課
	106	大船渡市民弓道場	生涯学習課
	107	田中島グラウンド	生涯学習課
	118	赤崎グラウンド	生涯学習課
	109	大船渡市三陸体育館	生涯学習課
	110	大船渡市三陸総合運動公園	生涯学習課
	111	大船渡市三陸B&G海洋センター	生涯学習課
29	112	大船渡市山村広場	生涯学習課
30	113	盛川河川敷公園多目的広場及び少年野球場	生涯学習課

【別紙2】

市が直接管理する施設

施設数	施設名	所属課
1	大船渡市防災センター	防災管理室
2	大船渡市綾里地区コミュニティ施設	三陸支所
3	大船渡市吉浜地区拠点センター	三陸支所
4	大船渡市廃棄物埋立処分場	市民環境課
5	大船渡市国民健康保険診療所	国保医療課
6	大船渡市立こども園	子ども課
7	保健介護センター	健康推進課
8	大船渡市海水浴場シャワー施設	観光推進室
9	大船渡市特産品生産施設	農林課
10	農村公園	農林課
11	溜池	農林課
12	大船渡市綾里地区生産物直売所	農林課
13	緑と鹿のふれあい広場	農林課
14	漁港	水産課
15	大船渡市鷹生ダム多目的広場	建設課
16	市道	建設課
17	河川	建設課
18	道路法等の適用を受けない公共用財産	建設課
19	都市公園	土地利用課
20	いこいの広場	土地利用課
21	下水道	下水道事業所
22	大船渡市漁業集落排水施設	下水道事業所
23	簡易水道	簡易水道事業所
24	水道	水道事業所
25	大船渡市さんりく陶芸工房	生涯学習課
26	大船渡市立公民館	生涯学習課
27	大船渡市立博物館	生涯学習課
28	大船渡市立小学校	学校教育課
29	大船渡市立中学校	学校教育課

※ 令和6年4月1日現在